

令和5年度（2023年度）第1回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日時：令和5年（2023年）10月17日（火）
午後1時30分から3時30分

場所：宝塚市役所第二庁舎1階 上下水道局第一会議室

報告1 国民健康保険事業の状況（令和4年度決算見込）について

令和4年度の決算見込みについて、配布資料を基に事務局から説明を行った。

<主な質疑・意見>

- （委員） 現状の基金積立額はどうなっているのか。
- （事務局） 令和2年度末の基金残高が約11億円。令和3年度については、7億3,000万円の基金取り崩し予定が6億5,000万円積立、令和3年度末で基金残高は10億円。
令和4年度については、3億8,000万円の基金取り崩し予定が7億8,000万円積立、基金が4億円増加し、決算では残高が14億2,000万円となった。
- （委員） 説明資料に基金残高が記載されておらず、次回以降は基金残高の分かる資料が必要。
宝塚市の国民健康保険事業は赤字決算となっていたのを黒字に転換するため、保険税を上げていった経緯がある。赤字が解消されたタイミングで一旦、保険税を下げる議論があったが、下げれば急激に上げる必要が出てくるため、保険税は据え置きとしている。
本来、保険税を上げていかないといけない中、据え置きとしているため、基金が減っていくはずが、保険税以外の様々な要素で収支が決まるため、結果として基金が積み上がっている。今後、基金についても議論する必要がある。

報告2 国民健康保険診療施設費の状況（令和4年度決算見込）について

事務局から配布資料に基づき、一般会計からの繰入が減少傾向にあること、医科の診療体制を変更し、外来患者数が伸びている現状などを報告した。

<主な質疑・意見>

- （委員） 赤字幅が減少していることは、診療所が地域コミュニティの方にとって非常に役立つしており、それが定着してきているということが分かり、非常に望ましい。
- （会長） 1日の患者数が増えた要因は。
- （事務局） 診療体制の変更で、評判が良くなり、患者が増えている。一方で、施設にも限界があり、患者数の増加に対応できかねる部分があり、これ以上の経営改善については難しい部分がある。
- （委員） 思いやりのある診療をされているところに患者が集まる。良い例としてそれを体現している。

報告3 令和5年度国民健康保険税の改正概要と各市の状況について

事務局から配布資料に基づき、税率は令和5年度も据え置いたこと、産前産後における減額制度の新設、各市の改定状況などを報告した。

<主な質疑・意見>

- （会長） 川西市について、法令で後期分の限度額が22万円となっているのに改定していないのは何故か。各市で判断できるということか。
- （事務局） 法令の限度額以下にすることは、各市町で判断が可能。政策的判断で据え置きしている。
- （委員） 川西市は医療費分の税率が7.07%となっているが、こちらも下がっているのか。
- （事務局） 税率も下げており、減少部分は基金を取り崩して充当しているとのこと。県の保険料水準の統一化に向けて、徐々に上げていくか、一旦下げた後で上げるかの判断があるが、川西市は一旦下げると判断した。

報告4 令和5年度保険者努力支援制度の結果について

事務局から配布資料に基づき、県平均との比較や交付金の額、各評価指標と得点及び要因など報告した。

<主な質疑・意見>

- (委員) 健康センターと健診の受診率をあげるためにどうしていくべきかを毎年協議している。医療機関の先生方も多忙であり、なかなか対応が難しい側面もあるが、点数を達成しないと県の交付金を獲得できないため、引き続き協力していきたい。
- (会長) 国の方針の変更など、様々な要因で点数が獲得できていない部分がある。項目により、点数の割合が異なるため、1点や3点を取りに行くのか、30点を取りに行くのか、いろいろな考えがあると思うが、更なる点数の獲得に向けて取り組んでもらいたい。

報告5 保険料水準の統一化に向けたこれまでの検討状況について

事務局から配布資料に基づき、現在、県から出ている方針について、昨年度の振り返りを踏まえながら報告。

<主な質疑・意見>

- (委員) 減免基準について、宝塚市の場合、収入見込額に応じて減免するのに対し、県の試案では前年世帯所得に応じて減免としている。この場合、収入が激減した場合は対応しないように思えるのだが。
- (事務局) 項目としては大きく変わっているが、所得激減に関する減免としてはあまり変わらないと考える。それよりも、生活困窮に対する減免制度が無くなるのがより影響を与えるものとなる。
- (委員) 県は生活困窮については、無くすと考えているのか。
- (事務局) もともと、所得が少ない方には軽減がかかるようになっており、それにプラスアルファの減免制度を設けている市町は県下でもほとんどない。
- (会長) あくまで試案であり、減免の最低基準は今後文言も含めて変更したりしないのか。
- (事務局) 変更の可能性はあるが、試案については最低基準であり、大多数の市町の基準で設定しており、他市町から反対意見が出ていないので、このままで進むのではないかと考える。
- (会長) 宝塚市としては、様々な減免基準をこれまで設定してきたが、統一化されたときには、他市と変わらない形を取らざるを得ない状況ということか。
- (事務局) そのように考えている。ただ、保険税については、本市の現行税率と県の標準保険税率は近い数値であるため、県の基準に合わせた場合、均等割と所得割の割合は変わるが、全体額として大幅な変動はないと推測される。

報告6 その他について

事務局より、今後、令和9年度までの長期的な保険税の考え方について協議していきたいと申し出。配布資料と基に、令和6年度から令和9年度までの4年間で段階的に保険税を上げていく計画案を説明。

<主な質疑・意見>

- (委員) 平成27年に市の赤字解消のための保険料率を上げてきたが、保険料を急激に上げた場合、所得が低い人たちを中心に厳しくなるため、段階的に上げていった。今後、県の基準に合わせていく必要があるため、4年の期間で徐々に収斂させていかなければならない。あとはどれくらいの料率であげていくのかということ議論する必要がある。